

目 次

第1 審査の種類	1
第2 審査の対象	1
第3 審査の実施期間	1
第4 審査の着眼点	1
第5 審査の実施内容	1
第6 審査の結果	2
第7 健全化判断比率の分析等	3
(1) 実質赤字比率	3
(2) 連結実質赤字比率	4
(3) 実質公債費比率	5
(4) 将来負担比率	6
第8 資金不足比率の分析等	7
(1) 地方公営企業法適用企業	8

注1 文中に用いる金額は原則として千円単位で表示し、単位未満は特別なものを除き四捨五入した。

2 各比率はすべて百分率で表示し、表示単位未満は切り捨てた。

3 各表中の符号の用法は次のとおりである。

「－」・・・・・・皆無又は該当数値なし

「0」、「0.0」・・・・該当数値はあるが、単位未満のもの

「…」・・・・・・算出不能、無関係又は不明

4 各表中、負の値となるものは値の前に「△」を付している。

令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の種類

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率審査

第2 審査の対象

令和6年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
 （健全化判断比率等の対象）

区 分			実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債 費比率	将来負担 比率	資金不足 比率										
地方公共団体	特別会計	一般会計	↕	↑	↑	↑	↑										
		国民健康保険事業															
	介護保険事業																
	後期高齢者医療事業																
	公営企業会計	水道事業会計						↓	↓	↓	↓	↕					
		下水道事業会計															
		病院事業会計															
	一部事務組合												↓	↓	↓	↓	↓
	第3セクター																

第3 審査の実施期間

令和7年7月7日から令和7年8月8日まで

第4 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかを審査の主眼とした。

第5 審査の実施内容

貝塚市監査基準に準拠し、市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、財政担当課から説明を聴取し、その適正性について審査した。

第6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は法令の規定に従って適正に算定されていた。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合を除く。）、財政健全化計画を定めなければならない。本市においては、すべての比率において早期健全化基準未満であった。

また、資金不足比率は、経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。本市においては、すべての会計において、経営健全化基準未満であった。

健全化判断比率の状況

(単位：%)

区 分	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	12.51 (12.53)	20.00 (20.00)
連結実質赤字比率	—	—	17.51 (17.53)	30.00 (30.00)
実質公債費比率	5.7	5.0	25.0 (25.0)	35.0 (35.0)
将来負担比率	12.1	16.7	350.0 (350.0)	

※早期健全化基準、財政再生基準の（ ）については、令和5年度の基準値

資金不足比率の状況

(単位：%)

会 計 名		令和6年度	令和5年度	経営健全化基準
法 適 用 企 業	水道事業会計	—	—	20.00
	下水道事業会計	—	—	
	病院事業会計	0.2	—	

第7 健全化判断比率の分析等

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等の実質収支額は11,679千円の黒字となっており、実質赤字額は発生していない。

$$\text{(実質赤字比率) [-]} = \frac{\text{(一般会計等実質赤字額) [-]}}{\text{(標準財政規模) 19,798,160 千円}} \times 100$$

一般会計等実質収支額は、歳入総額37,910,031千円から歳出総額37,758,607千円を差し引いた歳入歳出差引額151,425千円から翌年度に繰り越すべき財源139,745千円を差し引いた結果、11,679千円の黒字である。

一般会計等実質収支額

(単位：千円)

区 分	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)
歳 入 総 額 ①	37,910,031	37,140,680
歳 出 総 額 ②	37,758,607	36,812,112
歳入歳出差引額 ③ = ① - ②	151,425	328,568
翌年度に繰り越すべき財源 ④	139,745	86,089
一般会計等実質収支額 ③ - ④	11,679	242,479

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものであり、市税等の標準税収入額等に普通交付税等及び臨時財政対策債発行可能額を加えたものである。

標準財政規模

(単位：千円)

区 分	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)
標 準 税 収 入 額 等 ①	13,184,537	13,134,087
普 通 交 付 税 等 ②	6,529,803	6,038,611
臨 時 財 政 対 策 債 発 行 可 能 額 ③	83,820	172,600
標 準 財 政 規 模 ① + ② + ③	19,798,160	19,345,298

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

連結実質収支額は2,985,001千円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していない。

$$\text{(連結実質赤字比率)} [-] = \frac{\text{(連結実質赤字額)} [-]}{\text{(標準財政規模)} 19,798,160 \text{ 千円}} \times 100$$

連結実質収支額は、一般会計等実質収支額11,679千円に、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額を加え、さらに、公営企業会計の法適用企業の資金不足額及び剰余額を加えた結果、2,985,001千円の黒字である。

連結実質収支額

(単位：千円)

年 度		令和6年度		令和5年度		
会 計 名		実質収支額	資金不足・剰余額	実質収支額	資金不足・剰余額	
一 般 会 計 等		11,679	—	242,479	—	
一般会計等 以外の特別 会計のうち 公営企業に 係る特別会 計 以 外	国民健康保険事業特別会計	307,645	—	310,102	—	
	介護保険事業特別会計	41,702	—	21,064	—	
	後期高齢者医療事業特別会計	61,586	—	44,811	—	
公 営 企 業 会 計	法 適 用 企 業	水道事業会計	—	2,468,972	—	2,561,059
		下水道事業会計	—	113,610	—	74,542
		病院事業会計	—	△20,193	—	345,111
合 計 (連 結 実 質 収 支 額)		2,985,001		3,599,168		

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。これは、平成18年4月に地方債制度が許可制度から協議制度へ移行したことに伴い導入された公債費の水準を測る指標であり、実質公債費比率の過去3カ年間の平均が18%以上になれば、国の許可制度のもとで地方債の発行を行うことになる基準である。

令和4年度から令和6年度までの3カ年の実質公債費比率を平均した結果、5.7%となり、早期健全化基準（25.0%）及び財政再生基準（35.0%）を下回っている。

実質公債費比率

(単位：%)

年 度	実質公債費比率
令和4年度	5.43288
令和5年度	5.53998
令和6年度	6.26687
実質公債費比率（3カ年平均）	5.7

令和6年度の実質公債費比率は次表のように算定されている。

なお、地方債の元利償還金は、一般会計等の公債費の元利償還額である。

準元利償還金は、一般会計等から一般会計以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるものなどである。

特定財源は、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税である。

元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、普通交付税の算定基礎に算入された公債費である。

6年度実質 公債費比率)	=	(2,820,319千円+1,448,674千円)	-	(783,115千円+2,395,261千円))	×100
			(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)		(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)		
6.26687%			(標準財政規模)		(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)		
			(19,798,160千円)		(2,395,261千円)		

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する比率である。

将来負担額 52,075,538 千円から充当可能財源等 49,960,676 千円を差し引いたものを、標準財政規模 19,798,160 千円から普通交付税に算入される公債費の額 2,395,261 千円を差し引いたもので除した結果、将来負担比率は、12.1%となり、早期健全化基準（350.0%）を下回っている。

なお、ストック指標である将来負担比率では財政再生基準は設定されていないが、これは財政悪化が切迫したことを示すフロー3指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率）で判断されるべきとされたことによるものである。

$$\begin{array}{r}
 \begin{array}{r}
 (52,075,538 \text{ 千円}) \\
 \text{(将来負担額)}
 \end{array}
 \quad - \quad
 \begin{array}{r}
 (49,960,676 \text{ 千円}) \\
 \text{(充当可能財源等)}
 \end{array} \\
 \hline
 \text{(将来負担比率)} = \frac{\quad}{\begin{array}{r}
 \text{(標準財政規模)} \\
 (19,798,160 \text{ 千円})
 \end{array} - \begin{array}{r}
 \text{(元利償還金・準元利償還金に} \\
 \text{係る基準財政需要額算入額)} \\
 (2,395,261 \text{ 千円})
 \end{array}} \times 100 \\
 12.1\%
 \end{array}$$

将来負担額は、一般会計等の地方債の現在高 30,070,420 千円に、債務負担行為に基づく支出予定額 1,954,033 千円、公営企業債等繰入見込額 14,031,807 千円、組合負担等見込額 1,683,300 千円、退職手当負担見込額 4,335,951 千円、設立法人の負債額等負担見込額 27 千円を加えたものであり、52,075,538 千円となる。

将来負担額

(単位：千円)

項目	令和6年度	令和5年度
地方債の現在高	30,070,420	31,732,020
債務負担行為に基づく支出予定額	1,954,033	2,060,851
公営企業債等繰入見込額	14,031,807	14,036,316
組合負担等見込額	1,683,300	1,699,095
退職手当負担見込額	4,335,951	4,207,618
設立法人の負債額等負担見込額	27	0
連結実質赤字額	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0
合計（将来負担額）	52,075,538	53,735,900

充当可能財源等は、充当可能基金 10,339,248 千円(財政調整基金 4,399,407 千円、減債基金 320,113 千円、特定目的基金 5,619,728 千円)に充当可能特定歳入 10,232,574 千円(都市計画税収 10,232,574 千円)及び基準財政需要額算入見込額 29,388,854 千円を加えたもので、49,960,676 千円となる。

充当可能財源等

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度
充当可能基金	10,339,248	10,151,357
充当可能特定歳入	10,232,574	9,846,702
基準財政需要額算入見込額	29,388,854	30,905,154
合計(充当可能財源等)	49,960,676	50,903,213

第 8 資金不足比率の分析等

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額のそれぞれの事業規模に対する比率である。

経営健全化基準(20.0%)以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。

$$(\text{資金不足比率}) = \frac{(\text{資金不足額})}{(\text{事業の規模})} \times 100$$

○資金の不足額

法適用企業 (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の残高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

○事業の規模

法適用企業 営業収益の額 - 受託工事収益の額

(1) 地方公営企業法適用企業

①水道事業会計

水道事業会計は、資金不足額（A）が△2,468,972千円となり、資金不足額が発生しなかったため、資金不足比率は算出されなかった。

(単位：千円・%)

区 分	令和6年度	令和5年度
資金不足額（ $a + b - c - d = A$ ）	△2,468,972	△2,561,059
流動負債（控除企業債等、控除未払金等を除く）（a）	316,997	441,822
算入地方債現在高（b）	0	0
流動資産（貸倒引当金を含む）（c）	2,785,969	3,002,881
解消可能資金不足額（d）	0	0
事業規模（B）	1,410,691	1,405,785
（ $A/B \times 100$ ）	△175.0	△182.2
資金不足比率	—	—

②下水道事業会計

下水道事業会計は、資金不足額（A）が△113,610千円となり、資金不足額が発生しなかったため、資金不足比率は算出されなかった。

(単位：千円・%)

区 分	令和6年度	令和5年度
資金不足額（ $a + b - c - d = A$ ）	△113,610	△74,542
流動負債（控除企業債等、控除未払金等を除く）（a）	388,456	358,902
算入地方債現在高（b）	300	1,165
流動資産（貸倒引当金を含む）（c）	502,366	434,609
解消可能資金不足額（d）	0	0
事業規模（B）	1,184,623	1,191,996
（ $A/B \times 100$ ）	△9.6	△6.3
資金不足比率	—	—

③病院事業会計

病院事業会計は、資金不足額（A）が20,193千円となり、資金不足比率は0.2%となっている。

(単位：千円・%)

区 分	令和6年度	令和5年度
資金不足額（ $a + b - c - d = A$ ）	20,193	△345,111
流動負債（控除企業債等、控除引当金等を除く）（a）	1,755,055	1,371,380
算入地方債現在高（b）	0	0
流動資産（貸倒引当金を含む）（c）	1,383,156	1,716,491
解消可能資金不足額（d）	351,706	0
事業規模（B）	7,398,434	7,120,235
$(A/B \times 100)$	0.2	△4.8
資金不足比率	0.2	—